



主要行の平成16年度決算発表を受け、会見を行う伊藤大臣（5月25日）

→ [P2](#)に関連記事



政府広報番組「明日への架け橋」（テーマ：金融再生プログラム）での伊藤大臣（7月2日放送予定）

目次

【トピックス】

- 主要行の平成16年度決算について 2
- 証券会社向けの総合的な監督指針（案）について 4

【集中連載】

- 金融検査に関する基本指針（案）の概要について（第2回 「Ⅱ 検査等の実施手続等」の概要について） 6

【金融ここが聞きたい！】 11

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「有価証券報告書」「有価証券届出書」「大量保有報告書」 14

【お知らせ】 15

【5月の主な報道発表等】 16

【トピックス】

主要行の平成 16 年度決算について

主要行の平成 16 年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、5 月 25 日に公表しました。

以下、主要行の平成 16 年度決算の概要について説明します。

1. 主要行の決算

実質業務純益は 3.8 兆円となり、前年同期に比べ 0.1 兆円減と、概ね横這いとなりました。一方、不良債権処理の進展を受けて、不良債権処分損が前年同期に比べ 42.2%減の 2.0 兆円となり、実質業務純益の半分程度にまで低下しました。この結果、当期純利益は 0.6 兆円となり、4 期ぶりに黒字化しました。

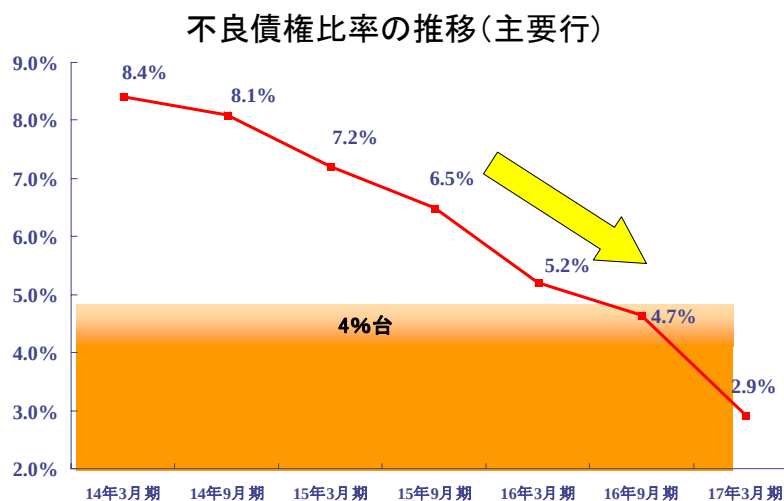
また、自己資本比率については、前年同期に比べ 0.5%ポイント増の 11.6%となり、順調に改善しています。

2. 主要行の不良債権処理の進捗状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 7.4 兆円となり、前年同期と比べて 45.6%減少しました。破綻懸念先以下については、前年同期に比べ 29.9%減の 4.7 兆円となり、要管理債権については、前年同期に比べ 60.6%減の 2.7 兆円となりました。

不良債権比率は、平成 16 年 3 月期の 5.2%から 2.3%ポイント低下し、2.9%となりました。この結果、平成 14 年 10 月に策定・公表された「[金融再生プログラム](#)」における「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期（8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標は達成されました。

これを受けて、主要行の不良債権問題の正常化にかかる金融担当大臣の談話を発表したところですが、金融行政は、不良債権問題の緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えたと考えています。今後は、「[金融改革プログラム](#)」の着実な実施により、利用者の満足度が高い金融システムの実現を目指していきます。



*計数は金融再生法開示債権ベース。

- ※ 主要行の不良債権問題の正常化にかかる金融担当大臣談話については、詳しくは金融庁ホームページの「記者会見等」の「大臣談話など」から[「金融担当大臣談話 ― 主要行の不良債権問題の正常化にあたって ―」（平成 17 年 5 月 25 日）](#)にアクセスして下さい。
- ※ 主要行の平成 16 年度決算の計数等については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行の平成 16 年度決算について《速報ベース》」（平成 17 年 5 月 25 日）](#)にアクセスして下さい。

証券会社向けの総合的な監督指針（案）について

去る5月31日、証券会社の監督事務的・的確な遂行を目指す観点から、「証券会社向けの総合的な監督指針（案）」を策定・公表し、パブリックコメントに付すこととしました。

本監督指針は、これまで金融システム改革などを契機として進めてきた事後チェック型行政を、多様化する現在の証券会社に対しても適切に行っていく必要があるとの問題意識を背景に策定されています。

策定に当たっては、証券会社の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、証券会社の経営状況や法令遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となることから、これらについて新たに着眼点を加えることとしました。

また、証券監督の目的は、証券業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、有価証券の流通を円滑ならしめることにより、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資することにあることを規定するとともに、監督に当たっての基本的考え方として、①検査部局との適切な連携の確保、②証券会社との十分な意思の疎通の確保、③証券会社の自主的な努力の尊重、④効率的・効果的な監督事務の確保を掲げています。

本監督指針（案）の基本的な構成は既に策定されている中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針やその他の監督指針と同様なものとなっており、まず、第Ⅰ章として「基本的考え方」、次に、第Ⅱ章が「証券会社の監督に当たっての評価項目」、第Ⅲ章が「証券会社の監督に係る事務処理上の留意点」となっています。第Ⅱ章が当局と証券会社の関係を規定しているのに対して、第Ⅲ章は当局内部の事務処理について規定しています。

更に、第Ⅳ章「外国証券会社」、第Ⅴ章「登録金融機関」、第Ⅵ章「証券金融会社」、第Ⅶ章「証券仲介業者」のそれぞれにおいて、所要の固有項目及び準用規定を整理しています。

本監督指針（案）の策定に当たり、従来の事務ガイドラインの内容に加えて、新たに監督上の着眼点等として規定したものとしては、以下のようなものがあります。

○ 国際的に活動する証券会社グループ

国際的に活動する証券会社グループについては、グループ会社間のリスクの伝播等の問題があることから、証券会社単体だけではなく、グループの監督についても適切に行う必要があることを規定し、特に財務の健全性については具体的な監督上の対応を規定。

○ 経営管理

証券会社自らが法令遵守に取組み、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要であるとの認識の下、証券会社の経営における法令遵守、リスク管理のあり方等の着眼点を規定。

○ 自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応

証券会社の財務の健全性指標である自己資本規制比率が法定の水準を下回った場合などの具体的な監督上の対応を規定。

○ 法令遵守態勢

法令遵守態勢を整備し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、投資者からの信頼を確保する上で重要であることから、法令遵守の経営上の位置付け等の着眼点を規定。

○ 苦情処理体制

顧客からの苦情や問合せに真摯に対応して顧客の理解を得ようとすることは、説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ投資者保護上重要な活動の一つであることから、苦情処理体制の整備等の着眼点を規定。

また、金融改革プログラム（及びその工程表）に掲げられているところに従い規定する新たな取組みとして、以下のようなものがあります。

○ 本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

当該事務年度に取り組むべき重点事項について、監督方針として策定し、公表することを規定。

○ 検査・監督連携会議の開催

検査と監督の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催することを規定。

○ 意見交換制度の導入

不利益処分を行う場合に、証券会社からの求めに応じ、監督当局と証券会社との間で複数のレベルにおける意見交換を行うことにより、処分の原因となる事実等についての認識の共有を図ることを規定。

その他、証券会社を監督する上で重要と考えられる内部管理体制、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢などについて、それぞれの項目ごとに着眼点等を規定しています。

なお、本監督指針については、いただいた意見等を検討し、必要な修正を行った上で、7月上旬に公表・適用開始する予定としております。

※ 本監督指針(案)の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページ「報道発表資料」から、[「証券会社向けの総合的な監督指針（案）の公表について」（平成 17 年 5 月 31 日）](#)にアクセスしてください（意見募集の〆切＝6月27日(月)17：00）。

[集中連載]

金融検査に関する基本指針（案）の概要について

（第2回：「II 検査等の実施手続等」の概要について）

金融検査に関する基本指針（案）（以下「本基本指針（案）」という。）は、昨年12月24日に公表された[金融改革プログラム](#)及びこれを受けた[金融改革プログラム工程表](#)（本年3月29日公表）を踏まえた「金融庁の行動規範（code of conduct）の確立」の一環として、検査等の実施に当たっての基本的な考え方及び検査の具体的な実施手続等を示すものであります。検査等に関連して発出される通達等の解釈及び運用に当たっては、今後、本基本指針（案）を基に行うこととなります。

今回（第2回）は、前回（第1回）の『2.「本基本指針（案）の概要」I 基本的考え方』に引き続き、『II 検査の実実施手続等』について紹介します。

II 検査等の実施手続等

本基本指針（案）では、検査等の実施に際してその基本となる標準的な手続をあくまでも目安として示しています。

本基本指針（案）の目的は、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、的確かつ効果的な検査等の実施に資することであり、この目的に沿った運用が行われる必要があります。

このため、実施手続等の運用に当たり、機械的・画一的な運用に陥り、検査の実効性を低下させるなど上記目的に反することがないように配慮することを明記しています。他方、本手続規定の趣旨を潜脱した取扱いがなされないよう歯止めをかける観点から、この規定外の取扱いを行う場合には、バックオフィスとの協議や金融機関に対する説明への配慮を明記しています。

なお、本手続規定は、あくまでも被検査金融機関の理解と協力を前提とし、その前提がない場合には、別途の対応となります。

以下、実施手続等を検査の各ステージ毎に分けて具体的な内容を紹介します。

1. 適用範囲

本基本指針（案）の適用範囲は、検査マニュアルの適用範囲と重複したものとしています。具体的には、銀行法、保険業法等に基づき、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局が実施する検査等に対して適用することとしています。本基本指針（案）の適用対象外となる先については、本基本指針（案）の趣旨を踏まえつつ、別途の対応を行うこととなります。

2. 検査の種類等

総合検査のほか部分検査（ターゲット検査）を明示しています。

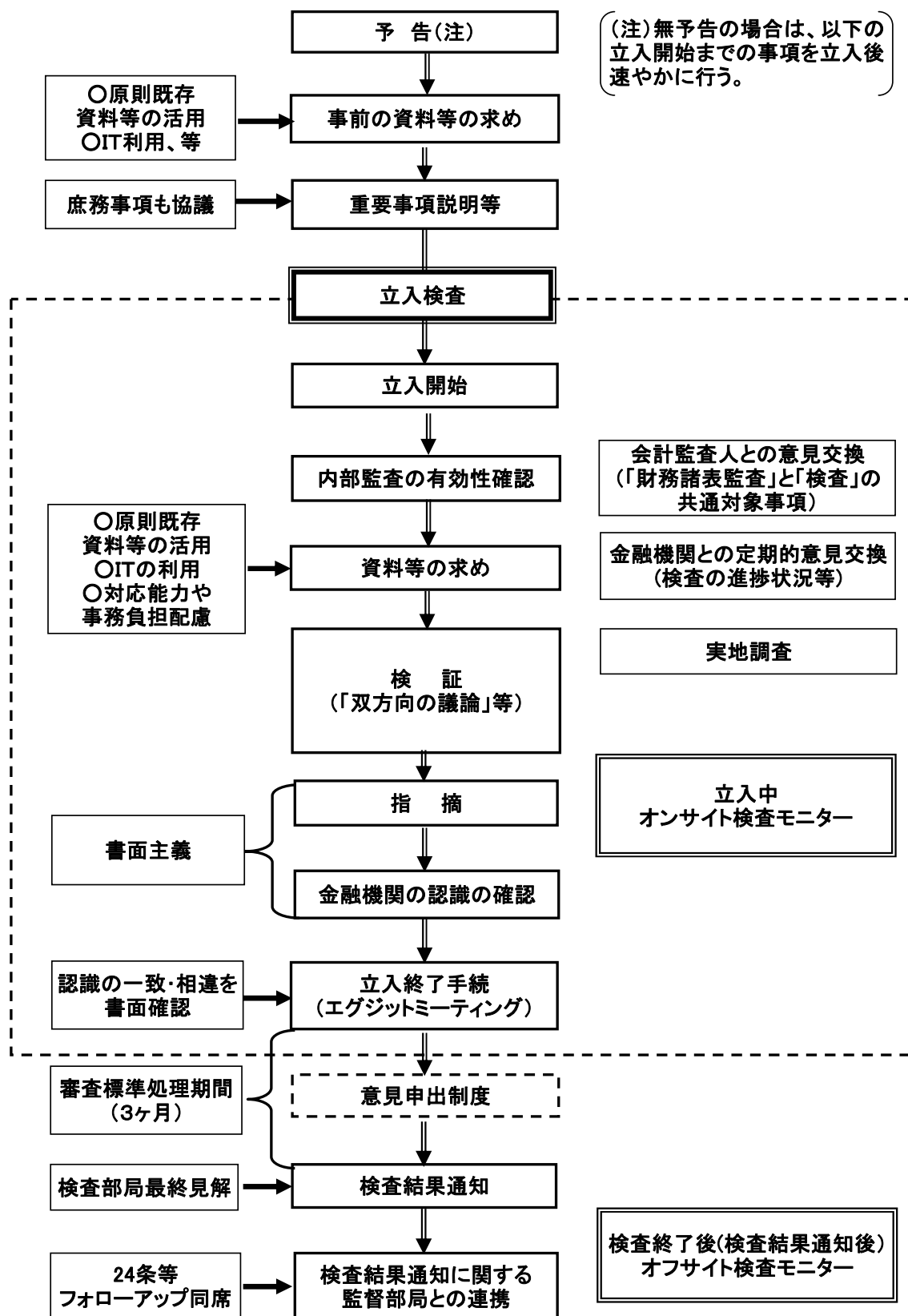
3. 実施手続

（1）立入検査開始前

① 予告・無予告

原則として予告、ただし、実効性の確保の観点から必要と認める場合は無予告も可能であることを明示しました。

金融検査の実施手続(基本的な流れ)



② 事前に資料等を求める際の留意事項

これは、検査の効率化を進め、金融機関の負担軽減に努めていく観点から、以下のように明確化しました。特に、以下 ii は、検討過程で実施した金融機関からのヒアリングにおいて要望が強かったことを踏まえたものであります。

- i 原則、金融機関の既存資料等を活用
- ii 検査遂行に支障が生じない限り電子媒体による資料等の受渡しや提出の許容、等

③ 重要事項の事前説明等

- i 検査のプロセスの予測可能性等の向上の観点から、検査当初において金融機関に対して説明すべき重要事項をリストとして明示しました。
- ii 検査の円滑な実施の観点から、検査当初において庶務事項等を金融機関と協議することを明示しました。

(2) 立入検査中

① 検査命令書等

検査命令書の提示の取扱い等を明示しました。

② 内部監査との関係

金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進する観点から、金融機関の内部監査強化の促進等のため、以下の点を明示しました。

- i 金融機関の内部監査の有効性を確認する際の着眼点等
- ii 内部監査の機能の程度により、実地調査、抽出範囲等について検査の効率化を図ること、等

③ 会計監査人との意見交換

従来から、必要に応じ、外部監査人との意見交換を行ってきましたが、今回、会計監査人から要請があった場合には被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、極力意見交換に応じることを明確化しました。あわせて、意見交換の実施に当たっての留意事項を明確化しました。

④ 資料等を求めるに際しての留意事項

検査の効率化、金融機関の負担軽減の観点から、以下のように留意事項を明確化しました。

- i 原則、金融機関の既存資料等を活用。
- ii 電子媒体の利用や資料備え置きを許容。
- iii 提出期限の設定は、金融機関の対応能力や事務負担に配慮。

⑤ 検 証

検査のプロセスの予測可能性等の向上、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組み等を促進する観点から、指摘及びそれに至るまでの留意事項を以下のように明確化しました。

- i 金融機関との双方向の議論の重視
- ii 主任検査官の指摘や金融機関の認識の確認は書面を利用（書面主義）
- iii 法令違反等重大な指摘を行う場合には検査局総務課に照会
- iv 将来の融資判断等への関与がないよう留意

⑥ 実地調査

実地調査を「検査官が、被検査金融機関の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査」と定義しました。同時に、効果的な検査の実施の観点等から、実地調査の実施要領を明示しました。

⑦ 立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）

立入終了日において、議論の状況及び検査で把握した事実関係の確認、問題点及びそれに対する金融機関の認識について書面を利用した確認を行うことを明確化しました。更に、検査終了後の手続等の説明を行うことを明確化しました。

⑧ 立入検査の中断

効率的な検査の実施に資する場合（例えば金融機関サイドの作業を待つ必要がある場合）や検査の継続が自然災害等で困難な場合には、検査を中断することを明確化しました。

⑨ その他の留意事項

検査のプロセスの予測可能性等の向上の観点から、以下のように検査の実施に当たっての留意事項を明示しました。

- i 立入中、検査の進捗状況等について金融機関と定期的な意見交換を実施。
- ii 金融機関の役職員に対する質問等は原則として就業時間内。
- iii 検査忌避等に該当するおそれがある行為が見出された場合の対応。
- iv 立入中の保存文書の廃棄等の疑問を主任検査官に確認 等。

⑩ 検査モニター

従来から活用してきた検査モニター制度（別途運用改善予定。詳細については次回以降掲載）を本基本指針（案）に明示しました。

（３）立入検査終了後

① 意見申出制度

従来から活用してきた意見申出制度（別途運用改善予定。詳細については次回以降掲載）を本基本指針（案）に明示しました。

② 検査結果通知書の交付等

検査のプロセスの予測可能性の向上の観点から、検査結果通知書の交付を、原則として、立入終了後、概ね３ヶ月以内を目途に行うこと（審査標準処理期間（３ヶ月））を明確化しました。

③ 検査結果通知に関する監督部局との連携

検査結果通知書の内容の確認を行うという目的のため、検査結果通知書を踏まえた監督上のフォローアップへの同席、等を明確化しました。

４．情報管理

検査官等職員及び金融機関の検査関係情報（注）等の管理に関する留意事項を以下のように明確化しました。

（注）ここでの「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査金融機関の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

（１）検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令等に即して、適切に管理することを明確化しました。その際、検査等に関する情報を検査・監督の目的以外の使用（法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）の禁止等も明確化しました。

（２）検査関係情報及び検査結果通知の内容の取扱い

検査関係情報及び検査結果通知の内容は、「検査部局の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等から守秘義務の対象となる情報として、検査部局の責任でこれらの管理を行う必要があ

ることを明記しました。

このため、被検査金融機関に対して、これらの情報を当局の事前の承諾なく、第三者に開示してはならない旨を説明し、承諾を得ることを明記しました。

5. その他

金融コングロマリットについて、同時検査を含め証券取引等監視委員会との間で、必要な連携を行うことを明確化しました。また、日本銀行との連携も図ることを明確化しました。

6. 施行日

平成 17 年 7 月 1 日以降に予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について適用します。

次回は、『III 17 事務年度より実施する検査上の運用改善』についてです。

※ 平成 17 年 4 月 28 日に公表した「金融検査に関する基本指針（案）」の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融検査に関する基本指針（案）について」（平成 17 年 4 月 28 日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：今回、不良債権比率半減目標が達成されたことで、不良債権問題は終わったのでしょうか。

A：16年度決算において、主要行の不良債権比率の半減が達成されましたが、そもそも金融仲介においてリスクテイクは不可欠な一要素ですので、そうしたリスクをいかに管理していくかは、引続き金融機関にとって重要な課題であることには変わりはないと思っています。

大事なことは、金融機関自身の経営管理によって、適切なリスク管理が持続的、継続的になされていくことです。金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、経済の足枷となることがないように、個々の金融機関の不良債権の状況や、或いはリスク管理態勢等を注視していきたい。そうしたことを前提とした上で、金融行政は不良債権問題の緊急対応から脱却して、将来の望ましい金融システムを実現していく、未来志向の局面へと移行していく節目を迎えたものと考えています。

Q：副大臣、大臣としてこの問題に携わってこられました、改めてこの間に起きた様々な事象、またこういった結果について、どのように思われていますか。

A：私の場合には、副大臣として竹中大臣を支えて「金融再生プログラム」の策定作業から携わって、大臣に就任して「金融再生プログラム」の目標年次である17年3月期を迎えました。この間2年8ヶ月になりますが、それを振り返りますと大変感慨深いものがあります。非常に多くの皆様に御協力いただき「金融再生プログラム」を策定することができ、また、このプログラムについて、色々な御議論はございましたが御理解をいただいて、主要行を中心とした金融機関の皆様方、或いは関係者の皆様方の血の滲み出るような努力によってこの目標を達成できたと思っています。

しかしながら、「金融再生プログラム」の残された課題もあります。今後は、不良債権問題の緊急対応から脱却して、将来の望ましい金融システムを実現していく、そういう局面に展開してきていますので「金融改革プログラム」を昨年度末、策定・公表しました。また「工程表」についても策定・公表していますので、これに基づいてその諸施策を着実に実施することにより、国際的にも高い評価が得られ、利用者の満足度の高い金融システムを民の力によって実現をしていくため、更に努力をしていかなければいけないと考えています。

Q： この間、不良債権処理に伴う痛みもあったと思います。これについてどのように受け止めていますか。

A： 不良債権額は、14年3月期 26.8兆円が、17年3月期の決算で 7.4兆円まで低下しました。この過程の中に痛みがやはりありましたし、また様々な変化、或いは出来事も発生しました。こうしたことを振り返ってみますと、やはり日本経済が不良債権問題に苦しみ、それが大きな足枷となって、日本経済の再生を実現していく障害となっていたわけですので、こうした不良債権問題を再び起こさない、こうした問題が日本経済の足枷にならないよう今後努力していかなければいけないと思っています。

Q： 今日（5/25）の談話の中に「国際的にも高い評価を得られるような」とあります。当初の想定より相当低い水準という感がありますが、国際的に比較した場合、この 2.9%という水準をどのように評価していますか。一方で、実質業務純益は若干伸びていません。国際的に見た場合のこの水準の評価と収益力の向上も含めた今後の課題について教えてください。

A： 国際的比較ですが、主要行の不良債権比率 2.9%、比較できる一番新しいデータを見ると、ドイツ、フランスを超えて、イギリスと同じような水準まで不良債権比率は低下し、健全性の指標も同じような水準になっているのではないかと考えています。

16年9月期決算の 4.7%。「金融再生プログラム」の目標からすると 4.7%は、目標達成が視野に入った水準でありました。しかし改革の手綱を緩めることなく、最後のトンネルを抜け出さなければいけない。そのために、特別検査の限定フォローアップもし、不良債権比率の信頼性も十分確保しながら、各金融機関の皆様に御努力いただいて、こうした結果が出てきたものと思っています。そうした観点からも国際的に比較して、イギリスと同じような水準まで来れたかなと思っています。

今後残された課題については、概ね三点あると思っています。一つは、やはり資本増強行がありますので、公的資金が確実に返済されることが非常に重要なことですから、私共としては経営健全化計画をしっかりとフォローアップをしていかなければいけないと思います。

二つ目は、利用者のニーズを的確に捉えて、それに応えていく経営を行う、企業価値を向上していく経営を行うことが非常に重要なことだと思っています。

三つ目は、収益力を向上させていくことがとても大切な課題であると思っています。

(平成 17 年 5 月 25 日 (水) 臨時記者会見、同日 金融担当大臣談話 抜粋)

Q： 東京証券取引所と大阪証券取引所から報告書が提出されましたが、これらに対する大臣の受け止め方について教えてください。また、この問題について、今後どのように対処していくお考えなのでしょうか。

A： 東京証券取引所の報告書については、その内容について現在精査しているところです。上場企業の株主構成の変化、或いはM&Aの活発化、資金調達手法の多様化、こうしたことを背景に、ガバナンスのあり方、企業統治のあり方が問われる中で、市場の信頼性をどう高めていくか、一般の投資家保護をどう図っていくか、そうした中で取引所の果たすべき自主規制機関としての役割は益々重要になっていると思います。

今回提出された報告書、そして金融審議会において議論がされていますので、その審議の内容を踏まえて、今後市場の信頼性を高めていくために利益相反の防止をいかに図っていくか等の課題について、市場機能の充実等の観点から東京証券取引所を始めとした市場関係者の方々との議論を深めていきたいと考えています。

大阪証券取引所からも昨日報告書が提出されました。その報告書の中で、株価情報の配信遅延を解消していくために、今日まで取られてきた対策及び今後考えられる対策について報告がありました。今日まで取られてきた対策の効果、そして今後の対策について、報告書の内容を踏まえて改善策が十分であるかどうか検討していきたいと思っています。

(平成17年6月14日(火) 閣議後会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とにかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**有価証券報告書**」「**有価証券届出書**」「**大量保有報告書**」です。

有価証券報告書とは、証券取引所に上場されている有価証券の発行会社等が、事業年度ごとに、会社の商号、役員や大株主の状況及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項など、公益又は投資者保護のために必要かつ適当な事項を記載して、内閣総理大臣に提出（E D I N E Tを使用して所管の財務局長あてに提出）する開示書類で、毎年継続して企業の内容を開示することから継続開示書類と言われています。提出された有価証券報告書は、提出後5年間は公衆縦覧され、その内容を各財務局や証券取引所の閲覧場所、及びE D I N E T（<http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）で閲覧することができます。

有価証券届出書とは、会社が公募や売出しにより、株式等の有価証券を一度に多数の投資者に取得させようとする場合などに、取得させる有価証券の内容、その会社の商号、役員や大株主の状況及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項など、公益又は投資者保護のために必要かつ適当な事項を記載して、内閣総理大臣に提出（E D I N E Tを使用して所管の財務局長あてに提出）する開示書類で、有価証券を発行する際に企業の内容を開示することから発行開示書類と言われています。提出された書類は、有価証券報告書と同様の方法で5年間公衆縦覧されます。

大量保有報告書とは、上場会社の株券等（新株予約権証書、新株予約権証券等のいわゆる潜在的な株式を含みます。）をその会社の発行済株式総数の5%を超えて保有する者が、株券等の保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的などを記載して、内閣総理大臣に提出（所管の財務局に提出）する開示書類です。この制度は株価に影響を及ぼしやすい大量保有の情報を公開させて、市場の公正性、透明性を高めるとともに、投資者の保護を一層徹底するために導入された制度で、5パーセントルールとも言われています。大量保有報告書は、原則として、株券等の取得の日から5営業日以内に提出しなければなりません。また、提出された書類は5年間公衆縦覧に供されます。

～ 証券取引法の改正案について ～

今国会（第162国会）に提出している証券取引法の一部を改正する法律案では、これまでの開示書類に加えて、上場会社の親会社が上場していないこと等により企業情報が開示されていない場合について、その親会社に対して情報の開示を義務づける制度（親会社情報の開示）の導入や、外国会社等が本国において適切な開示基準に基づいて英語による開示を行っている場合等には、その外国会社に対して日本語による要約等の添付等を前提に、英語による有価証券報告書の提出を認める（英文開示）こととしています。

また本法律案は、衆議院において、継続開示義務違反を抑止し、規制の実効性を確保するために、重要な事項について虚偽の記載をした有価証券報告書等を提出した場合等には、刑事罰に加えて、行政上の措置として課徴金を課することができる制度を導入する旨の修正が行われました。

【お知らせ】

○ 金融庁にアクセス！ 子ども見学デーの参加者募集について

子どもたちに対し業務説明や職場見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休み広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「[子ども見学デー](#)」(文部科学省主催)については、本年も各省庁を連携して、8月24日(水)～25日(木)に実施されます。

金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の働きや金融庁の仕事についての理解を深めてもらうことを目的として、以下のプログラム(事前予約制)等により実施を予定しています。

プログラムの詳細や応募方法等について、詳しくは金融庁ホームページから「[金融庁の『子ども見学デー』](#)」にアクセスしてください。

皆様のご応募をお待ちしております。

開催日時	平成17年8月24日(水)及び25日(木) 10:30～12:00
開催場所	金融庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)
対象	小・中学生(保護者同伴可)
開催内容	★ 金融や金融庁の仕事についての説明 ★ 庁内見学 ★ 大臣または副大臣、政務官との懇談
募集人員	40人程度(各日20人程度(保護者を除く))
問合せ先	金融庁総務企画局政策課広報室 電話 03-3506-6000(内線 3114、3125)

- ※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。
- ※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。
- ※ 抽選の結果は、返信用ハガキにて後日ご連絡いたします。
- ※ プログラムについては、やむをえない事情により内容が変更される場合もありますので、予めご了承ください。

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【[大臣に質問!](#)】、【[副大臣に質問!](#)】、【[政務官に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」「[副大臣に質問](#)」「[政務官に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。

【5月の主な報道発表等】

- 3日(火) [アクセス](#) ・ 伊藤金融担当大臣とドナルドソン米国証券取引委員会（SEC）委員長と会談
- 5日(木) [アクセス](#) ・ 香港証券先物委員会との証券分野の情報交換枠組みを構築
- 10日(火) ・ 第13回偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループ開催
- 11日(水) ・ 第12回評定制度研究会開催
・ 第4回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム会合開催
・ 第14回偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループ開催
- 12日(木) ・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 13日(金) [アクセス](#)
[アクセス](#) ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループの第二次中間とりまとめ公表
・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融取引業者の自己資本規制に関する内閣府令(案)等の公表 (パブリック・コメント)
・ 第15回偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループ開催
- 16日(月) [アクセス](#) ・ CESR（欧州証券規制当局委員会）の公聴会への参加について（我が国会計基準の国際会計基準（IAS）との同一性問題への対応）
・ 企業会計審議会監査部会開催
- 18日(水) ・ 第13回評定制度研究会開催
- 19日(木) [アクセス](#)
[アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出（追加要請その30）の発出
・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)の公表 (パブリック・コメント)
・ 第15回偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループ開催
・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 20日(金) [アクセス](#)
[アクセス](#) ・ 株式会社山形しあわせ銀行に対する行政処分（東北財務局長処分）
・ 株式会社みちのく銀行に対する行政処分（金融庁及び東北財務局長処分）
- 24日(火) ・ 第4回金融経済教育懇談会開催
- 25日(水) [アクセス](#)
[アクセス](#) ・ 主要行の平成16年度決算《速報ベース》の公表
・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況の公表
・ 第14回評定制度研究会開催
・ 第19回金融問題タスクフォース開催
- 26日(木) ・ 第5回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム会合開催
・ 第16回偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループ開催
・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 27日(金) [アクセス](#)
[アクセス](#) ・ 株式会社ジャパン・デジタル・コンテンツに対する信託業の免許
・ CESR（欧州証券規制当局委員会）の「特定第3国会計基準と国際会計基準（AIS）との同等性に関する助言案」へのパブリック・コメント・レターの発出

- | | | | |
|---------|----------------------|--|--------------|
| | アクセス | ・ 疑わしい取引の参考事例の追加の発出 | |
| | アクセス | ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出（追加要請その 31）の発出 | |
| | アクセス | ・ 検査における評価制度（案）の公表 | （パブリック・コメント） |
| | | ・ 金融審議会第一部会開催 | |
| | | ・ 第 3 回貸金業制度等に関する懇談会開催 | |
| 30 日(月) | | ・ 企業会計審議会監査部会開催 | |
| 31 日(火) | アクセス | ・ 証券会社向けの総合的な監督指針(案)の公表 | （パブリック・コメント） |
| | アクセス | ・ 金融先物業者向けの総合的な監督指針(案)の公表 | （パブリック・コメント） |
| | アクセス | ・ 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針(案)の公表 | （パブリック・コメント） |
- ※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。